

議会のあり方検討会

平成28年6月24日（金）

午前10時30分

第2委員会室

議題

1 検討事項について

2 その他

配付資料一覧

- 1 議会のあり方検討会構成表
- 2 議会のあり方検討会設置要綱
- 3 平成28年度 議会のあり方検討会について
- 4 尾張旭市議会における災害発生時の対応要領

議会のあり方検討会構成表

	28年度	備考
座長	武田なおき	副議長
副座長	秋田 進	議会運営委員長
委員	片渕 卓三	
委員	川村つよし	
委員	篠田 一彦	
委員	成瀬のりやす	
委員	花井 守行	
委員	牧野 一吉	
委員	まつだまさる	
委員	若杉たかし	

議会のあり方検討会設置要綱

(平成26年2月20日 議会のあり方検討会確認)

(設置)

第1条 尾張旭市議会における議会のあり方や課題などについて研究し、改善策及び解決策について協議・検討するため、「議会のあり方検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 検討会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 議会のあり方に関すること。
- (2) その他議長又は検討会が必要と認めたこと。

(検討会の構成等)

第3条 検討会の委員の定数は、副議長、議会運営委員長を含む10人とする。

- 2 委員は、議員のうちから選任する。
- 3 委員の選任は各派代表者会で協議するものとする。
- 4 議長は、検討会に出席するものとする。
- 5 委員の代理出席は認めない。

(座長及び副座長)

第4条 検討会に座長1人、副座長1人を置く。

- 2 座長は副議長、副座長は議会運営委員長をもって充てるものとする。
- 3 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、座長が招集する。

- 2 検討会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議は、公開とする。ただし、座長が検討会に諮って非公開とすることができる。
- 4 会議の傍聴については、尾張旭市議会傍聴規則を準用する。
- 5 会議の資料は、委員自らが準備に努めるものとする。

(検討結果の報告)

第6条 座長は、検討結果を議長に報告するものとする。

(会議の記録)

第7条 会議の記録は全文筆記とする。

(会議結果等の周知等)

第8条 委員は、会議の結果その他所要の事項を委員が所属する会派の議員に周知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

平成28年度 議会のあり方検討会について

【1 検討事項】

(1) 尾張旭市議会における災害発生時の対応要領に関する課題

- ・議長（議会の代表）が災害対策本部にオブザーバーとして参加する件
- ・対応要領第3条第4、5項の見直し

第3条 4 本部役員は、各中学校区に分かれた本部委員から互選し、本部長及び副本部長を補佐するとともに、議会本部の事務に従事する。

5 本部員は、各中学校区に分かれた本部員を除くすべての議員をもって充て、本部長の指揮監督のもと事務に従事する。

(2) 議会改革「議会基本条例策定に向けての検討」

- ・議会の申し合わせ事項等確認
- ・今後必要だと思われる項目の検討
※必ずしも今年度中に結論を見出すものではなく、来年度以降も引き続き協議していくことも視野に入れている。

【2 会議の日程】

1～2カ月に1回の目安で開催予定

【3 その他】

(1) 議会基本条例 参考項目

- ・目的
- ・定義
- ・活動原則（議会の活動原則、議員の活動原則）（会派）
- ・市民と議会の関係（会議の公開）（議会報告会）
- ・議会と行政の関係（反問権）（議会審議における論点情報のあり方等）
- ・自由討議の保障（議会の合意形成）（政策討論会）
- ・委員会の活動（常任・特別委員会）（出前講座）
- ・政務活動費（政務活動費の執行と公開）
- ・議会及び議会事務局の体制（議員研修・広報）（事務局の体制整備）
- ・議員定数及び報酬
- ・政治倫理

（裏面へ）

(2) 申し合わせ事項一覧

- ・ 議会運営に関する申し合わせ事項
- ・ 一般質問における質問方法の選択制に当たっての申し合わせ事項
- ・ 議会運営委員会申し合わせ事項
- ・ 尾張旭市議会委員会協議会規程
- ・ 趣旨説明制度に関する申し合わせ事項
- ・ 尾張旭市議会情報公開事務運用指針
- ・ 会議におけるIT機器の使用に関する申し合わせ事項
- ・ 議員間討議の実施に関する申し合わせ事項
- ・ 尾張旭市議会の確認権（反問権）の実施要領
- ・ 議会広報委員会申し合わせ事項
- ・ 尾張旭市議会各派代表者会規約
- ・ 各派代表者会申し合わせ事項
- ・ 正副議長等の選出及び所信表明の実施に関する申し合わせ事項
- ・ 政務活動費の使途及び運用に関する申し合わせ事項
- ・ 議会のあり方検討会設置要綱
- ・ 尾張旭市議会撮影許可基準
- ・ 尾張旭市議會議員政治倫理要綱
- ・ 尾張旭市議会における災害発生時の対応要領
- ・ 尾張旭市議会事務局における特定個人情報等取扱要領

尾張旭市議会における災害発生時の対応要領

平成25年3月22日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市において地震や風水害（以下「地震等」という。）の災害が発生したときに、尾張旭市議会が尾張旭市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自ら迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(議会本部の設置)

第2条 尾張旭市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、必要に応じ尾張旭市議会内に尾張旭市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置することができる。

(議会本部)

第3条 議会本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部役員は、各中学校区に分かれた本部員から互選し、本部長及び副本部長を補佐するとともに、議会本部の事務に従事する。
- 5 本部員は、本部長、副本部長、本部役員を除くすべての議員をもって充て、本部長の指揮監督のもと事務に従事する。

(議会本部の任務)

第4条 議会本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部からの災害情報を各議員に提供すること。
- (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じ国・県等へ要望を行うこと。
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関するここと。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会本部に報告し、連絡体制を確立すること。

- (2) 議会本部より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じ議会本部へ報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(行動マニュアル)

第6条 議会本部の構成及び地震等の災害の発生初期に対応するため、別に「尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアル」（以下「行動マニュアル」という。）を作成する。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、議会本部へ情報提供を行う。

(その他)

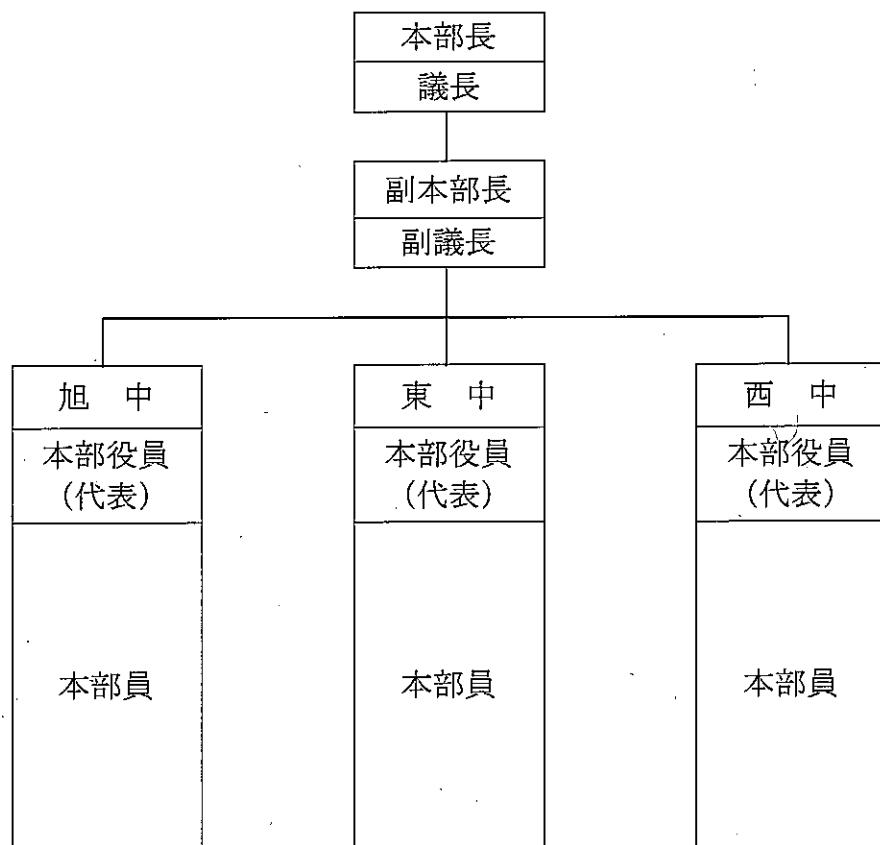
第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアル

《議会本部の構成》



《台風等風水害時の対応》

台風等の風水害により、尾張旭市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置された場合、議員は次のとおり対応する。

- 1 事務局長は、市対策本部が設置された旨を本部長（議長）、副本部長（副議長）に連絡する。
- 2 本部長及び副本部長の協議により、尾張旭市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置する。
- 3 議会本部が設置された場合は、議会本部の指示に基づき対応する。
- 4 事務局長は、本部長の指示により、次の表に定める参集基準に応じ、表の右欄に掲げる者に連絡する。

参集基準	参集範囲
市対策本部が第2非常配備<警戒体制>としたとき	本部長、副本部長、本部役員は、議会事務局に参集する。
市対策本部が第3非常配備としたとき	本部長、副本部長、本部役員及び本部員は、議会事務局に参集する。（全議員参集）

- 5 市対策本部から提供された災害情報等は、事務局長から本部長、副本部長に報告のうえ、隨時、本部員（議員）に情報提供を行う。
- 6 本部員が地域で収集した情報は、議会本部に報告する。
- 7 報告された情報は、議会本部が整理し、必要に応じて市対策本部に提供する。

《大規模地震発生時の対応》

1 初動時の参集基準

本部員は、自宅付近の被害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により判断し、「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」及び次の基準に基づき行動する。なお、議会本部が設置された場合は、本部の指示に基づき行動する。

参集基準	参集範囲	参集方法
市対策本部が第2非常配備<警戒体制>としたとき	本部長、副本部長、本部役員は、議会事務局に参集する。	呼出参集
市対策本部が第3非常配備としたとき	本部長、副本部長、本部役員及び本部員は、議会事務局に参集する。（全議員参集）	呼出参集
震度5弱以上		自動参集

2 参集及び活動時の留意事項

(1) 服装、携行品

防災服を着用し、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、メモ帳等必要な用具等をできる限り携行する。

また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

(2) 交通手段

原則として徒步、自転車等による。

(3) 緊急措置

火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇した時は、人命救助等適切な措置をとる。

(4) 被害状況等の収集

本部員は、被害状況や災害状況の情報収集を行う。